

## パレスチナにおける汚職・腐敗犯罪の予防、捜査、訴追の強化及び官民連携

アフメド・アラトラッシュ\*

### 1 はじめに

汚職・腐敗は、ガバナンスを損ない、一般市民の信頼を低下させるものであり、依然として世界中の国々にとって極めて深刻な課題です。パレスチナにおいて、法の支配を推進し、アカウントビリティを確保し、公共リソースを守るためには、汚職・腐敗犯罪の予防、捜査及び訴追が不可欠です。汚職・腐敗を撲滅するためには、公的機関と民間セクター双方の積極的な関与と共に、国境を越えた汚職・腐敗行為に対処するための強力な国際協力が必要です。

パレスチナの法的及び政治的な状況は、立法評議会及びイスラエルとの関係、並びに国内の政治的分断の歴史に大きく影響されてきました。オスロ合意を受けて新たに樹立されたパレスチナ自治政府の下、1996年に、パレスチナ立法評議会の初回選挙が行われました。この選挙の結果、評議会内にファタハと複数の小規模政党の議員が混在する政権が誕生しました。立法評議会の設立は、パレスチナ領土内における法的な議論、立法や政治に関する意見表明のプラットフォームが整備されたという点で、パレスチナの自治における極めて重要な達成でした。

ところが、2006年の選挙で政治状況が劇的に変化しました。政治・武装組織ハマスが、パレスチナ立法評議会の議席の過半数を獲得したのです。その結果、ハマスと、それまでパレスチナ自治政府内で勢力を保持してきたファタハの間の政治的緊張が高まりました。ハマスは選挙で議席を獲得したものの、ハマスの勝利は一部の外国勢力には受け入れられず、ガザ地区が封鎖され、西岸地区とガザ地区が分割される事態となりました。立法府は事実上麻痺状態に陥り、内部の権力闘争が激化しました。

2007年に、ハマスとつながりのある立法評議会議員の大多数をイスラエルが逮捕したことで、状況は一層悪化しました。この動きと、パレスチナ内部の政治抗争が相まって、立法評議会は立法府の役割を担う、あるいは機関として機能する能力がほとんどなくなり、停止状態となりました。選挙で選ばれた議員が逮捕されたことにより、西岸地区とガザ地区の政治的分断が一層深まり、パレスチナ政府が正常に機能することは困難になりました。

\* パレスチナ汚職対策委員会 捜査部捜査官兼法務部法律調査研究課長

そして、2012年に、パレスチナのマフムード・アッバス議長が、パレスチナ立法評議会はハマスとファタハの間の政治的分断により機能不全に陥っている、また正常に機能する能力がないとして、評議会の解散に踏み切り、論争を呼びました。評議会の解散により、立法権が全面的に議長の手になり、行政権が統合され、西岸地区において一層権力の集中が進みました。この動きは、パレスチナの要となる民主的組織をなくし、選挙で選ばれた議員が立法プロセスにおいて果たす役割を縮小し、行政権に対する抑制機能を制限するものであったため、多方面からの批判を浴びました。

こうした一連の出来事は、パレスチナの政治、ガバナンス及び民主的に機能させるための法的構造が相互に複雑に作用していることを浮き彫りにするものです。現在も継続中のハマスとファタハの間の政治的対立に、イスラエルによる介入が加わり、パレスチナにおいて安定的に機能する立法制度を確立することが困難になり、我が国の法的及び政治的な枠組みは先行きの見えない状態に陥っています。

本稿では、法的文書、組織的枠組み及び官民連携の重要性に重点を置いて、パレスチナにおける汚職・腐敗の予防、捜査及び訴追の仕組みを総合的に分析します。また、この領域においてパレスチナ当局が直面している課題を挙げ、そうした取組を強化するための提言、とりわけ国際協力の強化に関する提言を行います。

## 2 パレスチナの汚職・腐敗予防策：課題と提言

汚職・腐敗は、往々にして、事が起こってから結果に対処しようとするよりも、未然に防ぐ方が費用対効果が高いものです。パレスチナにおいても、予防策の導入が汚職・腐敗の根絶に向けた取組にとって極めて重要です。この取組は、公的機関内に廉潔性の文化を醸成し、透明性を高め、汚職・腐敗行為の機会を減らすことを目指すものです。しかしながら、こうした施策を有効に実行するには依然として大きな課題があります。

### (1) 全般的予防策

#### ア 透明性とアカウンタビリティ

透明性は、あらゆる汚職・腐敗対策戦略の基本的な柱となるものです。パレスチナの公職者及び公的機関は、金銭的取引及び公共サービス活動の監査及びモニタリングの明確なプロセスの下、自らの行為に関するアカウンタビリティを問われなければなりません。一般市民からの信頼を獲得し、汚職・腐敗の機会を減らすためには、予算情報や意思決定プロセスの公開制度など、政府運営の透明性を高める取組が極めて重要です。

#### イ 内部統制とリスク管理

予防策には多くの場合、政府機関及び公的機関における堅固な内部統制の実行が必要となります。こうした内部統制には、財務管理制度、監査プロセス、並びに公的調達及び契約管理のための厳格なプロトコルが含まれます。効果的なリスク管理制度により、脆弱性を検知し汚職・腐敗行為を未然に防ぐことが期待されます。

### ウ 一般市民への啓発活動

汚職・腐敗予防には、一般市民への働きかけと啓発が不可欠です。汚職・腐敗の危険性について一般市民を啓発し、誠実さと廉潔性の文化を育てていくことで、汚職・腐敗行為に対する寛容さを減らすことができます。また、一般市民への啓発活動は、市民による汚職・腐敗行為の通報を促進し、ひいては汚職・腐敗を防ぐ全体的な枠組みの強化にもつながると期待できます。

### エ 内部告発者の保護

特に予防効果の高い施策として、汚職・腐敗行為を通報した内部告発者の保護があります。報復を恐れることなく汚職・腐敗行為を通報できるようにすることで、公職者及び民間人がアカウンタビリティを問われる環境を作り出せると期待できます。パレスチナにおいても、汚職・腐敗行為を告発した人が被害を受けないようにする内部告発者保護は不可欠の施策です。

## (2) 予防策の実行における課題

### ア 政治の介入

パレスチナにおいて汚職・腐敗対策を確実に進めるに当たり、政治の介入が依然として最も大きな障害の一つとなっています。複雑な政治状況のため、力を持つ政治集団からの抵抗を受けることなく、完全に独立した監督機関を設立し、改革施策を実行することが難しくなっています。そのため、汚職・腐敗対策機関が有効に自律的に機能することが難しくなっています。

### イ リソースの制約

予防策を実行しようとする取組はなされているものの、パレスチナの多くの機関が深刻なリソースの制約に直面しています。汚職・腐敗対策機関のための資金が不足していることと、人材及び専門知識が限られていることが相まって、効果的な予防制度の整備が妨げられています。このようなリソースの不足のため、多くの場合、汚職・腐敗予防策の実行が徹底されず、汚職・腐敗予防メカニズムに対する信頼性の低下を引き起こしています。

### ウ 組織的枠組みの弱さ

汚職・腐敗予防のための一定の法的・組織的枠組みは存在するものの、実行の徹底を担う諸機関の間の連携がなされていません。断片的な取組、所管業務の重複及び組織的能力の弱さによって、公的セクター全体にわたる包括的な汚職・腐敗の予防を実現することが難しくなっています。

### エ 文化的・社会的要因

文化的及び社会的な要因も、汚職・腐敗行為が後を絶たない一因となっています。いくつかの事例では、賄賂が官僚的な障壁を乗り越えるために必要な手段とみなされているなど、社会に小規模な汚職・腐敗行為を許容する空気があります。こうした態度を変容させ、汚職・腐敗を許容しないゼロ・トレランスの文化を育て

いくことは、長期的な取組が必要な課題です。

### (3) 予防策の強化のための提言

#### ア 組織間連携の強化

確実に予防策の成果を達成するには、汚職・腐敗対策機関、検察庁、司法機関といった様々な政府機関の間の連携を強化することが重要です。汚職・腐敗予防活動のモニタリングと評価の一元的な仕組みがあれば、施策の実行漏れを減らし、予防策が一貫して適用されるようになることが期待できます。

#### イ 主要機関の能力構築

予防策の有効性を高めるためには、監査官、捜査官、公務員などの汚職・腐敗予防専門職員のトレーニングと能力開発への投資を増やすことが重要です。さらに、デジタル取引やeガバナンスに関するリスクなど、新たな汚職・腐敗リスクに対処するための専門的な能力構築プログラムも開発すべきです。

#### ウ 公的機関による働きかけの強化

政府は、廉潔性の重要性、汚職・腐敗行為によるコスト及び透明性の高い公的セクターの利点を訴える一般市民向け啓発活動に資金を投入すべきです。不正行為の疑いがあれば通報するなど、汚職・腐敗予防の取組に市民が参加するよう促すことが、汚職・腐敗を未然に防ぎアカウンタビリティが確保される社会の実現につながると考えられます。

#### エ 内部告発者の法的保護の強化

汚職・腐敗行為を暴露した内部告発者が完全に保護されるようにすることが不可欠です。内部告発者保護関連法の強化、匿名通報制度の整備及び告発者のための法的・経済的保護を整備することが、より透明性とアカウンタビリティの高い環境の醸成に寄与すると期待できます。

## 3 パレスチナにおける汚職・腐敗行為の予防、捜査、訴追のための法的枠組み

汚職・腐敗撲滅に向けて、パレスチナは、公的機関における汚職・腐敗行為を予防するための一連の立法措置を講じました。こうして整備された法律文書が、透明性とアカウンタビリティが確保された公的セクターを実現するための土台となります。

### (1) 汚職対策法（法律2005年第1号）

汚職対策法（法律2005年第1号）は、パレスチナにおける汚職・腐敗撲滅のための最も基本的な法律文書です。同法は、パレスチナ汚職対策委員会（PACC）の設立のための枠組みとなっています。PACCは、汚職・腐敗関連犯罪の捜査、透明性の向上と予防策の策定を任務としています。

同法は、PACCの責務と権限を定めており、これには、汚職・腐敗行為の通報を受理し、通報内容について捜査し、公的セクター全体における汚職・腐敗対策の実行を監督する権限が含まれています。同法の第16条に、公職者が提出の義務を負う財務書

類の開示に関する具体的な規定があります。この義務を履行しなかった場合、罰金刑が科され、違反を繰り返すと罰金額が高額になることとされています。

(2) マネー・ローンダリング対策政令（政令2015年第20号）

政令2015年第20号は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を含む金融犯罪の対策について定めるもので、パレスチナにおける汚職・腐敗対策の強化において重要な役割を担っています。同政令の第45条では、マネー・ローンダリング及び汚職・腐敗の犯罪に関連する財産の追跡、凍結及び押収における国際協力の仕組みを定めています。この法的枠組みは、パレスチナ当局が金融犯罪の撲滅に向けて外国の当局と協力し、情報を共有し、連携して取り組むための基盤となるものです。

(3) 公的セクターのアカウントビリティの枠組み

パレスチナの公的セクターには、透明性とアカウントビリティを確保するための様々な法令も適用されます。例えば、公職者の財務書類開示に関するガイドラインや、利益相反の評価に関する枠組みなどがあります。閣議決定2019年第7号による内部告発者保護制度の導入も、汚職・腐敗行為や不正行為を通報した人の保護について定めることにより、その法的環境を補完しています。

4 汚職・腐敗の捜査と訴追のための組織的枠組み

パレスチナにおける汚職・腐敗犯罪の捜査及び訴追のための組織的な仕組みには、それぞれ異なる任務を担う複数の機関が関与しています。汚職・腐敗行為が適時かつ偏りなく探知、捜査及び訴追されるようにするには、こうした機関の有効性が極めて重要となります。

(1) パレスチナ汚職対策委員会（PACC）

汚職対策法に基づき設立されたPACCは、パレスチナにおける汚職・腐敗撲滅に向けた取組において主導的な役割を担う機関です。捜査の実行、汚職・腐敗リスクの分析、公的セクターにおける予防策の推進を任務としています。ただし、起訴は検察当局のみが有する権限であるため、PACCは汚職・腐敗犯罪を起訴することはできません。PACCは、通報者、証人、目撃者、情報提供者及び専門家を保護する権限を有します。近年、PACCは、能力構築プログラムや国際的な連携等を通じて、複雑な汚職・腐敗事件に対処する能力を強化する手段を講じました。

(2) 検察庁

パレスチナ検察庁は、汚職・腐敗犯罪の訴追において極めて重要な役割を担っています。PACCが行った捜査の結果を検討し、汚職・腐敗行為が疑われる者を訴追、すなわち汚職・腐敗の罪で起訴するか否かについて決定を下します。検察庁は、刑事事件の捜査と裁判の法的手続を定めた2001年刑事訴訟法によって確立された枠組みの中で業務を遂行します。

### (3) 司法機関

汚職・腐敗事件を裁く任務を担うのは、パレスチナの司法機関、具体的には汚職犯罪特別裁判所です。裁判官は、偏りなく行動し、公判で提出された証拠に基づいて決定を下すことを義務付けられています。しかしながら、センシティブな事案に関して政治の影響がある場合など、司法の独立が懸念点となっています。汚職・腐敗事件において法の支配を守り公正な裁判を促すためには、司法の自律性を確保することが不可欠です。

### (4) 資金追跡機関

資金追跡機関は、パレスチナ通貨庁の下で運営され、金銭的取引のモニタリングとマネー・ローンダリングの予防を任務としています。PACCや検察庁など他機関と緊密に協力して、汚職・腐敗に関係する違法な資金の流れを追跡します。また、国境を超えた汚職・腐敗行為の撲滅に向けた取組の一環として、国際的な金融情報機関とも協力します。

## 5 パレスチナにおける汚職・腐敗の捜査と訴追における課題

法的・組織的枠組みは整備されているものの、パレスチナでは、いくつかの課題によって汚職・腐敗に対する確実な捜査と訴追が妨げられています。

### (1) 政治の介入

パレスチナ当局が汚職・腐敗行為の捜査において直面している特に大きな課題が、政治の介入です。複雑な政治状況を背景に、パレスチナ自治政府の機関が政治勢力からの圧力を受けることがあり、汚職・腐敗事件、特に高官が関与する事件の捜査が遅延したり妨害を受けたりすることがあります。こうしたことが、汚職・腐敗対策機関及びそれらの機関が独立して行動する能力に対する一般市民の信頼を損なっています。

### (2) リソースと能力の制約

パレスチナ汚職対策委員会と司法機関は、以前より進歩は見られるものの、依然としてリソースと能力の面で制約を抱えています。汚職・腐敗対策活動のための専門的研修の欠如と資金不足により、確実な捜査が難しくなっています。また、不正な金銭的取引の追跡や複雑な金融捜査の実施のための技術的リソースが限られていることも、確実な訴追に対する障壁となっています。

### (3) 財務書類開示制度の不徹底

パレスチナの法律では、公職者に財務書類の提出を義務付けてはいるものの、その強制力は依然として弱いままです。多くの公職者が報告義務を遵守しておらず、不遵守に対する罰則は多くの場合、一貫性のある形で、又は適時に適用されてはいません。公職者が関わる金銭的取引についての透明性がないことが、汚職・腐敗のリスクを高め、汚職・腐敗予防の取組を損なっています。

#### (4) 管轄及び法的な障壁

パレスチナの法的枠組みにおいては、外国財産回復命令の直接執行や汚職・腐敗犯罪を通じて取得された不正収益の没収のための十分な規定が整備されていません。特に外国の組織等が関与している場合など、国境を越える汚職犯罪に対処する場合、管轄の問題も生じます。包括的な捜査共助協定がないために、パレスチナ当局が汚職・腐敗の捜査において外国当局と効果的に連携することが難しくなっています。

### 6 パレスチナにおける汚職・腐敗犯罪の捜査と訴追の強化に関する提言

汚職・腐敗の撲滅に向けたパレスチナの取組の有効性を高めるため、以下のことを提言します。

#### (1) 組織能力の強化

ア リソースの割当て：パレスチナ汚職対策委員会、司法機関及びその他の関連機関への資金とリソースの投入を増やします。これにより、より包括的な捜査及び公的セクター全体にわたる汚職・腐敗対策の実施が可能になります。

イ 能力構築：捜査官、検察官及び裁判官に対し、複雑な金融犯罪や国際汚職・腐敗事件等の汚職・腐敗関連事件への対処についての専門的な研修を実施します。国連薬物犯罪事務所（UNODC）や世界銀行などの国際機関との協力がこうした取組を促進すると期待できます。

#### (2) 国際協力の強化

ア 二国間協定及び多国間協定：パレスチナは、捜査共助に係る二国間協定及び多国間協定、特に汚職・腐敗事案の捜査共助に係る協定の交渉及び調印に重点的に取り組むべきです。そうした協定があれば、情報の共有、財産の回復及び外国判決の執行が効率的に行えるようになるでしょう。

イ 国際ネットワークへの参加：パレスチナは引き続き、金融情報機関エグモント・グループなどの世界規模の汚職・腐敗対策ネットワークへの参加に向けて努力すべきです。そうしたネットワークに参加することで、汚職・腐敗犯罪に係る財産の追跡と回復を行う能力を強化できるでしょう。

#### (3) 法的枠組みの強化

ア 財務書類開示制度の履行徹底：公職者の財務書類開示義務の履行を徹底させ、不遵守に対する罰則が一貫性のある形で適用されるようにします。また、財務書類開示の範囲を、外国の口座やその他の財産にも広げることを検討します。

イ 財産没収関連法の拡充：汚職・腐敗犯罪を通じて取得された財産を有罪判決がなくとも没収できるよう、パレスチナの法律を改正します。そうすることで、汚職公職者が不正に獲得した資金から利益を得られないようにし、抑止効果を高めることができるでしょう。

## 7 パレスチナにおける官民連携

汚職・腐敗撲滅に向けた取組を強化する上で、官民連携（PPP）が不可欠な役割を果たすことが期待できます。連携の具体的な形としては、政府機関と民間セクターが、透明性の向上、汚職・腐敗行為の阻止及び汚職・腐敗対策活動の支援のための共同活動を行うことが考えられます。

### (1) 民間セクターの役割

パレスチナの民間セクターは、様々な形で汚職・腐敗対策を支援することができます。民間企業、金融機関及び市民社会組織は、自らの組織内の透明性と倫理的行動を促進するという重要な役割を担っています。厳格な内部統制を採用し、汚職・腐敗予防基準に従い、疑わしい行為を通報することにより、民間企業はより広範な汚職・腐敗予防戦略に寄与することができるでしょう。

#### ア 金融セクターの協力

銀行や金融機関は、マネー・ロンダリング及び金銭的腐敗行為の予防において重要な役割を果たし得る存在です。銀行や金融機関は、異例の金銭的取引を検知し、法規制当局と緊密に協力して汚職・腐敗対策関連法の遵守徹底を図ることができる特異な立場にあります。

#### イ 企業の社会的責任（CSR）

パレスチナの企業は、CSRプログラムを通じて信頼と透明性の文化の醸成に寄与できます。企業は、自社のサプライチェーンにおいて、研修プログラムに関与し、内部告発者の保護を支援し、汚職・腐敗予防の取組を推進していくことができます。

#### ウ 政府調達における協力

民間セクターは、政府の調達契約先が汚職行為によらず利点に基づいて選定されるようにすることにより、公共調達プロセスの監視に寄与できます。このことは、独立した監督の仕組みと政府との連携によってアカウンタビリティを確保することによって実現できます。

### (2) 官民連携における課題

民間セクターは汚職・腐敗予防の取組において価値あるパートナーとなり得る一方、効果的な協力の妨げとなっている課題がいくつかあります。

#### ア 信頼関係の不在

効果的な官民協力を阻む大きな障壁となるのが、政府と民間セクターの間に信頼関係がないことです。企業は、報復を受ける不安、公的機関内の汚職・腐敗又は政治の不安定性のために、政府機関と仕事をすることに慎重な姿勢を取ることがあります。

#### イ 能力の制約

パレスチナの多くの民間企業には、汚職・腐敗予防の取組に全面的に関与する能力が不足しています。自社の事業運営における腐敗行為のリスクを特定し予防する

ための必要なリソース、専門知識又はトレーニングが不足していると考えられます。

#### ウ 法的・組織的な不備

汚職・腐敗予防の取組に参加する民間企業の責任とインセンティブを定めた明確な法的枠組みがありません。また、共同タスクフォースや委員会など、効果的な官民協力を実現するための仕組みがないため、意義ある連携の可能性が限定されています。

### (3) 官民連携強化のための提言

パレスチナにおける官民連携の有効性を高めるため、以下のことを検討すべきです。

#### ア 官民連携のための法的枠組み

パレスチナは、汚職・腐敗予防の取組における民間企業の役割と責任を定めた明確な規定を設けるべきです。そうした規定は、内部告発者の保護を確保しながら、倫理的な慣行を採用し、汚職・腐敗行為を通報するインセンティブを企業に与えるものとすべきです。

#### イ 官民間の信頼関係の構築

公的セクターと民間セクターの間に信頼関係を築くための活動に重点的に取り組むべきです。定期的な対話や共同ワークショップ、共通の汚職・腐敗予防目標の設定が、協力的な環境の醸成に寄与すると期待できます。

#### ウ 能力構築の推進

能力構築の取組は、公的機関と民間機関のいずれにとっても重要です。すべての関係者の能力強化のため、汚職・腐敗予防戦略、財務モニタリング及び法的コンプライアンスに焦点を置いた研修プログラムを導入すべきです。

#### エ 企業コンプライアンスにインセンティブを与える

政府は、汚職・腐敗予防の取組で優れた実績を示した企業に対して、税制優遇措置や認定などのインセンティブを与えるべきです。倫理的な事業運営が一般に広く認知されることにより、後に続こうとする動きが生まれることも期待できます。

## 8 おわりに

パレスチナにおける汚職・腐敗撲滅に向けた取組は、他の多くの国々と同様に、確固たる組織的枠組み、実効性のある法律文書及び包括的な国際協力が必要となる多面的な課題です。パレスチナでは、汚職・腐敗予防の取組のための法的基盤の確立に向けて大きく歩みを進めてきたものの、汚職・腐敗行為の予防、捜査及び訴追の面で多くの課題が残っています。こうした課題を克服するために重要なのは、関連機関の組織的能力を継続的に高めること、政府運営の透明性を向上させること及び汚職・腐敗対策の一貫性・実効性のある形での適用を徹底することです。

本稿で述べたように、パレスチナでは、汚職・腐敗犯罪を予防、捜査及び訴追するためのいくつかの法律文書の制定及び機関の設立を行ってきました。汚職対策委員会

(PACC) は、汚職・腐敗事件の捜査及び汚職・腐敗対策関連法の執行の監督において中心的な役割を担っています。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する政令2015年第20号や、サイバー犯罪法（法律2018年第10号）などの法令の制定は、我が国の法的枠組みを国際的な汚職・腐敗予防基準に整合させていこうというパレスチナの強い意志の表れです。こうした法令は、透明性の向上、資金の流れの規制及び複雑な汚職・腐敗事件、特に国境を超える規模の事件を扱う法執行機関の能力の向上にとって極めて重要です。

官民連携（PPP）モデルの確立も、汚職・腐敗撲滅に向けた取組にとって重要な要素です。汚職・腐敗予防の取組に民間セクター、市民社会及び国際組織を関与させることが、リソース、専門知識及び情報を共有するための堅固なプラットフォームとなります。官民連携を通じて、パレスチナは協力範囲を拡大してエグモント・グループや各地の金融情報機関などの国際的なパートナーとの共同活動を推進し、グローバルスタンダードに沿った汚職・腐敗事件の捜査と訴追を行えるようになると期待できます。こうした連携関係によって、よりよいリソースの割当ても可能になり、公的セクターにおける資金面・能力面での制約も克服しやすくなるでしょう。

しかしながら、現段階ではこうした取組の可能性が最大限に追求されているとはいえません。依然としていくつかの制度上の障壁が、パレスチナにおける汚職・腐敗の捜査と訴追の実効性を妨げています。司法の独立が確保されていないこと、政治の影響及び執行の仕組みが不十分であることが、汚職・腐敗対策機関の信用と信頼を低下させています。さらに、国内機関間の連携がなされていないこと及び財産の回復に関する国際協力ツールの利用が限定的な範囲にとどまっていることが、有効な汚職・腐敗予防戦略にとって大きな障害となっています。こうした問題のため、多くの汚職・腐敗事件、特に高官が関与する事件が未解決のままであるという状況になっており、それが罪を犯しても罰を免れられるという認識や、司法制度に対する一般市民の不信を生んでいます。

## 9 事例研究：被告人による地方自治体文書の偽造及び虚偽表示

本事件の被告人は、虚偽の情報が記載された地方自治体文書に関する法的問題に関与していました。本件土地と一定の関係性を有していた被告人は、被告人自身が3,000平方メートルの土地の所有者であるとする地方自治体文書を承認していました。2016年付けの当該文書には、「パレスチナ自治政府」の表記のある地方自治体の公印が押されていました。

しかしながら、当該文書には「パレスチナ自治政府」という印が押されていたがために、すぐに疑いを持たれることになりました。2012年に、パレスチナの全地方自治体が、地位の変更と組織改革に合わせて、公印の表記を「パレスチナ自治政府」から「パレスチナ国」に公式に切り替えていました。当該文書が発行されたとする時点では、もはや使用されていなかった印が押されていたため、この食い違いから偽造の可能性が疑

われました。

この点を検証するため、当該文書は法科学鑑定に送られました。鑑定の結果、当該文書は確かに偽造されたものであると確認されました。鑑定報告書では、被告人が土地の所有権について虚偽の主張をするために当該文書を偽造したと考えられ、その際に既に廃止されもはや公文書では効力を持たなくなっていた印を使用したと指摘されました。

鑑定の報告を受けて、事件は汚職犯罪検察局に送致されました。検察は、偽造及び虚偽表示の証拠に基づき、被告人を起訴しました。陪審は、公判での証拠審理を経て、被告人が土地の所有権を違法に主張しようとして地方自治体の公文書を偽造した罪で有罪判決を言い渡しました。

この事件は、地方自治体のガバナンスにおいて適切な法的及び事務的手続を維持することの重要性と、公文書偽造事件などの犯罪行為を暴く上での法科学鑑定の役割の大きさを改めて実感させるものでした。有罪判決が下されたことは、透明で正確な公的記録の必要性をより一層高め、法律や不動産の分野における不正行為に対する抑止力として働くでしょう。

## 10 参考文献・資料

- パレスチナ汚職対策委員会 (PACC) (2005年) *汚職対策法 (法律2005年第1号)*、PACCのWebサイトから取得
- パレスチナ自治政府 (2015年) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する政令2015年第20号、パレスチナ官報
- パレスチナ自治政府 (2018年) *サイバー犯罪法 (法律2018年第10号)*、パレスチナ官報
- 世界銀行 (2018年) 『*Corruption in the Palestinian Authority : The Legal Framework and Institutional Mechanisms*』 (パレスチナ自治政府における汚職・腐敗：法的枠組みと組織的メカニズム)、ワシントンDC、世界銀行グループ
- 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) (2020年) 『*Corruption and Its Impact on Development : The Role of the Justice System in Fighting Corruption*』 (汚職・腐敗及びその開発への影響：汚職・腐敗対策における司法制度の役割)、UNODC Publications
- 世界銀行 (2019年) 『*Public Sector Governance in Palestine : Challenges and Opportunities*』 (パレスチナにおける公的セクターのガバナンス：課題と機会)、ワシントンDC、世界銀行
- 財産回復世界フォーラム (GFAR) (2018年) 『*Asset Recovery and Mutual Legal Assistance in the MENA Region : A Review of International Cooperation Efforts*』 (MENA地域における財産回復と法的相互協力：国際協力活動の概観)、財産回復世界フォーラム
- 国際通貨基金 (IMF) (2017年) 『*Strengthening Financial Institutions in Palestine : An Overview of Challenges and Recommendations*』 (パレスチナにおける金融機関の強化：課題と提言の概要)、IMF Working Paper Series

- OECD (2015年) 『*Preventing Corruption in Public Procurement : A Guide for Palestine*』 (公共調達における汚職の予防 : パレスチナのための指針)、経済協力開発機構
- 国連開発プログラム (UNDP) (2017年) 『*Fighting Corruption in the Middle East and North Africa Region : Case Studies and Strategies*』 (中東・北アフリカ地域における汚職・腐敗撲滅に向けた取組 : 事例研究と戦略)、UNDP Publications
- 国際汚職防止アカデミー (IACA) (2020年) 『*Building Capacity for Anti Corruption : A Global Approach to Strengthening Legal Frameworks*』 (汚職・腐敗予防のための能力構築 : 法的枠組み強化のための世界的アプローチ)、ウィーン、国際汚職防止アカデミー
- トランスペアレンシー・インターナショナル (2019年) 『*Corruption Perceptions Index 2019 : Palestine (2019年腐敗認識指標 : パレスチナ)*』、トランスペアレンシー・インターナショナルから取得
- 欧州連合 (2016年) 『*Support to the Palestinian Anti Corruption Commission and Public Integrity Frameworks*』 (パレスチナ汚職対策委員会への支援及び公的廉潔性ネットワーク)、EU Publications
- パレスチナ財務・通貨庁 (PMFA) (2016年) 『*Annual Report on Money Laundering and Terrorism Financing in Palestine*』 (パレスチナにおけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する年次報告書)、PMFA
- 国際法律家委員会 (ICJ) (2019年) 『*Strengthening Judicial Independence in Palestine*』 (パレスチナにおける司法の独立の強化)、ジュネーブ、国際法律家委員会
- 国連法務部 (OLA) (2017年) 『*Mutual Legal Assistance in Criminal Matters : The Role of States Parties in International Cooperation*』 (捜査共助 : 国際協力における締約国の役割)、国際連合
- アラブ腐敗対策フォーラム (AFAA) (2020年) 『*Regional Cooperation to Tackle Corruption in the MENA Region : Legal Frameworks and Institutional Challenges*』 (MENA地域における汚職・腐敗予防のための地域協力 : 法的枠組みと組織的課題)、アラブ腐敗対策フォーラム
- パレスチナ司法評議会 (2018年) 『*Annual Report on the Palestinian Judiciary's Role in Combatting Corruption*』 (汚職・腐敗対策におけるパレスチナの司法の役割に関する年次報告書)、パレスチナ司法評議会
- 世界銀行ガバナンス・腐敗予防ユニット (2021年) 『*The Role of Civil Society in Palestine's Anti Corruption Efforts*』 (パレスチナの汚職・腐敗対策における市民社会の役割)、ワシントンDC、世界銀行
- パレスチナ自治政府 (2014年) 公共財政管理法、パレスチナ官報
- 国連腐敗防止条約 (UNCAC) (2003年) 国連腐敗防止条約 (UNCAC)、UNODCのWebサイトから取得